

協議・合意制度に基づく協議・合意関係文書の類型証拠開示を認めなかった事例

【文献種別】 決定／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和1年12月13日

【事件番号】 令和1年（く）第711号

【事件名】 証拠開示に関する裁定請求棄却決定に対する即時抗告申立事件

【裁判結果】 即時抗告棄却、特別抗告（後特別抗告棄却）

【参照法令】 刑事訴訟法316条の15第1項・350条の3・350条の8

【掲載誌】 高刑集72巻2号1頁、高刑速（令1）354頁、東高刑時報70巻1～12号134頁、判時2483号113頁、判タ1484号140頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25570975

南山大学教授 榎本雅記

事実の概要

会社の代表取締役であった被告人は、共犯者らと共謀の上、被告人の総報酬欄等に虚偽の記載（過小記載）のある有価証券報告書を関東財務局長に提出したとして、金融商品取引法違反の罪で起訴された。

検察官は、本件公判前整理手続において、「B、Cの供述調書」、「検察官、B及びBの弁護人を作成者とする合意内容書面、C及びCの弁護人を作成者とする合意内容書面（B、Cの合意内容書面）」を証拠請求した。また、検察官は、「参考人らの各供述調書」については証拠請求したが、合意内容書面は証拠請求していなかった。

弁護側の証拠開示請求に対して、原審は以下のような判断を下した。

第1に、316条の15第1項柱書の「特定の検察官請求証拠」該当性について、350条の8前段の趣旨に鑑みれば、合意の存在および内容は、当該供述の信用性について判断する受訴裁判所においても把握しておく必要があるから、検察官においてどのような内容の合意が存在するのかについて証明することが予定されているというべきである。したがって、合意内容書面は、検察官が証明しようとする事実を立証する証拠であって、その証明力の判断が必要とされるものといえるから、「特定の検察官請求証拠」に該当する。

第2に、「BまたはCの協議・合意関係文書」の5号口該当性について、弁護人から協議・合

意の過程の問題点について主張がなされていない段階においては、当該合意が適法であることを検察官において証明することが予定されているとはいえず、また合意内容書面は、その存在により合意の存在が明らかになり、その記載内容から合意の内容が一義的に明らかになるから、326条の同意がされなかった場合でも、関連性が明らかにされれば取り調べられるのであり、その取り調べによって合意の存在および内容が証明される。このことから、本件合意内容書面が326条により同意されない場合であっても、検察官においてその作成者らの証人尋問を請求することを予定しているものとはいえないから、5号口に該当しない。

第3に、「BまたはCの協議・合意関係文書」の6号該当性について、合意内容書面により証明される合意の存在および内容は、合意内容書面によって一義的に明らかにされるものであって、協議の経過等の次第で変わりうるものではなく、検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするものとはいえないので、6号に該当しない。

第4に、「参考人に関する協議・合意関係文書」の6号該当性について、6号のいう「直接証明しようとする事実の有無に関する供述」に該当するか否かは、検察官請求証拠により直接証明しようとする事実と場面、状況または事項を同一とする供述か否かという点を中心に検討すべきである。本件において参考人の供述調書等によって検察官が直接証明しようとする事実、被告人に対する

金商法違反事件の犯罪事実に関するものと考えられ、他方で、弁護人が開示を求めている協議・合意関連文書によって明らかになる事実関係は、本件参考人らと検察官との間の合意制度による合意等の存否またはそれに至る経緯等と考えられ、両者は事項を全く異にするといわざるを得ず、当該協議・合意関連文書は6号に該当しない。

以上のような証拠開示に関する裁定請求棄却の原決定に対して、弁護人側は即時抗告。

決定の要旨

即時抗告棄却（→特別抗告棄却）。

「(1) BまたはCの協議・合意関係文書について

刑訴法が合意内容書面の証拠請求義務を定めている趣旨に鑑みると、合意に基づく供述の信用性を判断する受訴裁判所も、合意の存在や内容を把握する必要があるということができ、合意内容書面で明らかになるのは、単に刑訴法が規定する合意の存在および内容に過ぎない上、合意の存在や内容が具体的に明らかになっても、それによって合意に基づく供述の信用性が肯定されるというわけでもないことを考慮すると、合意内容書面は、受訴裁判所を含む訴訟関係者に合意の存在や内容を明らかにして、その点も踏まえて正しく供述の信用性を吟味するよう注意喚起を促す趣旨で証拠請求が義務づけられているものと解される。そうすると、合意内容書面が不同意になった場合でも、その合意に基づく供述の信用性立証の過程で、合意に基づく供述を行った者に対する尋問などにより、合意の存在や内容の立証を行うことでも足りるといふべきであり、合意の存在や内容を踏まえた供述の信用性立証が実質的に行われる限り、合意の存在や内容それ自体についての詳細な立証が求められることはないといふべきである。確かに、事案によっては、合意の経緯等が、供述の信用性判断に影響する場合がないとはいえないが、それは被告人側の具体的な主張等を踏まえて検討されるべき問題である。

これらによれば、合意内容書面は、その内容の信用性判断が当然に予定されている証拠とはいえないから、協議・合意関係文書は、合意内容書面の信用性判断のために重要な証拠とはいえず、刑訴法316条の15第1項柱書の『特定の検察官請

求証拠の証明力を判断するために重要な証拠』に該当しない。類型証拠開示制度によって、合意内容書面の証明力判断のために、協議・合意関係文書の開示を求めることはできない。

所論では、検察官には違法な司法取引が行われていないことの立証義務がありこの点に関する原決定の判断は誤りであるとするが、司法取引の適法性は当事者が争点化した場合に立証を要する性質のものであり、当該所論はその前提において採用できない。また合意内容書面には、違法な司法取引の有無等に関わる記載は予定されていないから、違法な司法取引の立証の必要性は、合意内容書面について326条の同意がされるかどうかによって左右されないといえる。そうすると、現段階において、合意内容書面について刑訴法326条の同意がされない場合に、合意当事者等の証人尋問を請求することが予定されているとはいえず、協議・合意関係文書は5号口にも該当しない。」

「(2) 参考人の協議・合意関係文書について

検察官は、参考人の供述調書を証拠請求しているが、その立証趣旨等を踏まえて検討しても、検察官が参考人に係る協議・合意の事実を立証しようとしていると窺わせるものはない上、検察官は、実際にも、参考人に係る合意内容書面の証拠請求をしていない。

また、参考人の供述調書は、公訴事実の立証に関係する本件当時の事実を立証しようとするものであるのに対して、参考人の協議・合意関係文書は、それが存在したとしても、本件当時の事実関係についての供述を記載していない限り、検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述とはいえず、原決定に誤りはない。

所論は、参考人の協議・合意関係文書に、本件当時の事実関係についての参考人の供述が記載されている場合には、当該協議・合意関係文書は検察官等の供述書であり、『事実の有無に関する供述』は、供述者が自らなしたものに限られないから、原決定は誤りであるとする。しかし、6号は、類型証拠開示として、一定の要件を備えた事実の有無に関する供述の録取等を開示の対象とするものであるから、同号にいう『供述』はいわゆる原供述に限るべきであり、伝聞供述は含まれない。」

判例の解説

一 公判前整理手続における類型証拠開示

刑訴法 316 条の 15 は、検察官請求証拠以外の証拠で、一定の類型に該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人側は開示請求することができ、その場合、検察官は、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容および程度を考慮し、相当と認めるときには、これを速やかに開示しなければならないと規定する。

証拠開示手続の目的が、刑事裁判を適正かつ迅速に進行させるため、事件の争点および証拠を整理する点にあること、開示手続が段階的な開示構造をとっていること、開示の必要性と開示による弊害を比較考慮した上で開示相当性を判断していること、「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるもの」に開示対象を限定していること等から、現行法の制度設計としては、いわゆる事前全面開示とは異なる思想により制定された制度と考えるべきである¹⁾。

とりわけ「類型証拠開示」の段階は、検察官の主張立証が明らかにされた時点で、被告人側の当該検察官の主張および請求証拠に対する態度決定を適切にできるようにすることが重要であるから、この後に設定されている「主張関連証拠開示」とは異なり、検察官請求証拠の開示と併せて、いわば被告人からすると受動的な防御活動が展開できるようにする開示を認められるとすることが、制度趣旨であると考えられる。

二 原決定と本決定の判断枠組みの相違

原決定と本決定いずれも各証拠の開示を認めないという結論においては一致しているが、判断枠組みが異なっているので、まずそれぞれの決定の判断枠組みをまとめてみると以下ようになる。

原決定が、「B、Cの合意内容書面」は、刑訴法 316 条の 15 第 1 項柱書の「特定の検察官請求証拠」に該当するが、「B、Cの協議・合意関係文書」は、同項 5 号口類型および 6 号類型に該当しないとし、「参考人の協議・合意関係文書」は、刑訴法 316 条の 15 第 1 項 6 号類型に該当しないと

しているのに対して、本決定では、「B、Cの協議・合意関係文書」は、刑訴法 316 条の 15 第 1 項柱書の「特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な証拠」(重要性要件)に該当せず、同項 5 号口類型にも該当しないとされ、「参考人の協議・合意関係文書」は、刑訴法 316 条の 15 第 1 項 6 号類型に該当しないとされている。

このように両者には、その判断枠組みにおいてかなりの隔たりが見られる。とりわけ、「B、Cの協議・合意関係文書」の開示について、原決定が「特定の検察官請求証拠」該当性について検討している点については、本決定がいうように、この部分のみを分断してその該当性を検討するのではなく、端的に重要性要件について検討対象とすべきであろう(もっとも、本件の対象とされた文書の特殊性に鑑み、後述のようにこの部分を検討したことについては、理解できなくもない)。

また、両者とも「参考人の協議・合意関係文書」に関して、6 号類型に該当しないとしているが、本決定における「参考人の協議・合意関係文書」開示について、「B、Cの協議・合意関係文書」の開示を否定した理由が、重要性要件の欠缺であるなら、「参考人の協議・合意関係文書」についても同様に重要性要件について検討するのが筋であるように感じる²⁾。もっとも、この場合、「特定の検察官請求証拠」とは、「参考人の供述調書」ということになるので、「B、Cの協議・合意関係文書」のように、「合意内容書面」の性質(証明力判断をそもそも想定しない書面)を理由に要件欠缺とすることはできないものと思われる。

三 重要性要件の判断

本決定では、「B、Cの協議・合意関係文書」開示について重要性要件を否定しているが、その理由として、検察官請求証拠である「合意内容書面」は、その内容の信用性判断が当然に予定されている証拠とはいえ、したがって「協議・合意関係文書」は、合意内容書面の信用性判断のために重要な証拠とはいえない、としており、その結論は妥当であると考えられる。しかし、「合意内容書面」は、刑訴法 350 条の 8 前段の規定に従って請求したものに過ぎず、この請求義務の趣旨が、本決定のいうように、協議・合意の存在や内容を明らかにし、正しく信用性を吟味するように注意喚起をする点にその主眼があることに鑑みれば、

重要性要件の肯否以前の問題と解する方が、より自然な解釈であるようにも思える。このため、原審での検察官が、「特定の検察官請求証拠」に該当しないと主張し、原決定も同様の点を論点として検討したのかもしれない。

他方、「参考人の協議・合意関係文書」については、「B、Cの協議・合意関係文書」と同様に考えることはできない。というのは、参考人については、合意書面は証拠請求されておらず、証拠請求されているのは参考人の供述調書であるため、重要性要件は、この供述調書の信用性を判断するために重要であるかが問題となるからである。「B、Cの協議・合意関係文書」に関する本決定の判断枠組みからすると、「参考人の協議・合意関係文書」が重要性要件をみたくどうか問題とされるべきように感じられるが、本決定はこの点の判断をせず、6号類型該当性の検討のみをしている。

また、本件弁護士は主張していないが、仮にB、Cの供述調書の証明力を判断するために重要な証拠であるとして、「B、Cの協議・合意関係文書」の開示を請求していたとすると、「参考人の協議・合意関係文書」と同様の問題が生じることとなり、重要性要件を論点とするのが論理整合的な理解となる。もっとも、このような理解により、「B、Cの協議・合意関係文書」、「参考人の協議・合意関係文書」の重要性要件について検討した場合、B、Cないし参考人の供述調書の信用性判断のために各協議・合意関係文書が重要であるとは、両者の関係から、通常考えられないように思われる³⁾。

四 類型該当性の判断

「B、Cの協議・合意関係文書」の5号口類型該当性については、原決定、本決定ともに、合意内容書面は刑法326条の同意がされない場合に、合意当事者等の証人尋問を請求することが予定されているとはいえないとしているが、妥当である。

「参考人の協議・合意関係文書」の6号類型該当性については、本決定がいうように、参考人の供述調書により直接証明しようとする事実が、本件金商法違反の事実である以上、協議・合意関係文書が、その事実の有無に関する供述を内容とするものとは言い難いといわざるを得ないである

う。また、6号類型証拠は、5号類型証拠のもつ、検察官請求に係る証人等の供述の証明力を判断する上での必要性の高さに比べて、一般的にその必要性が低く、罪証隠滅のおそれ、開示によるプライバシー侵害のおそれ、開示による爾後の国民一般の捜査協力確保の困難化などの弊害のおそれ等から、特に開示の必要性の高い類型に限定して開示対象とするという趣旨であり、そのため「特定の検察官請求証拠により検察官が直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの」に開示対象を限定したものと解されている⁴⁾という点に鑑みるならば、なおさらである。

五 類型証拠開示規定の解釈のあり方

原決定と本決定の判断の相違を見ると、重要性要件や、類型該当性要件に関する個別の判断の相違より、類型証拠開示規定の判断枠組み自体の相違が大きく、条文の複雑さ、本件の開示対象が協議・合意関連文書であるという特殊性も相まって混乱を招いているように感じられる。

類型証拠開示の対象となるかを決する各要件の検討順序について、論理必然的な関係にあるとまではいえないが、刑法316条の15第1項の条文構成からしても、各号類型による形式的な限定をまず行い、次に重要性要件、必要性要件による開示相当判断という実質的な限定に移るという枠組みが、自然な解釈ではないだろうか。

仮にこのような枠組みで本件事案を検討するなら、類型該当性判断の段階で、いずれの協議・合意関係文書も開示対象とするのは難しいように思われる。もちろん、主張関連証拠として、たとえば協議・合意手続に瑕疵がある等の主張に関連して、同文書の開示が認められるかは別論である⁵⁾。

●—注

- 1) 秋吉淳一郎「類型証拠開示(刑法316条の15第1項)の要件としての重要性・必要性」酒巻匡編著『証拠開示制度の理論と実務』(判例タイムズ社、2009年)162頁以下。
- 2) 朝山芳史「判批」刑ジャ68号199頁。
- 3) この点について、朝山・前掲注2)197頁以下。
- 4) 前田巖「類型証拠6号要件の該当性について」酒巻編著・前掲注1)書188頁以下。
- 5) たとえば、田中優企「判批」法教486号147頁。